

(1) 保護帽

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
・不整地運搬車の荷の積卸し作業	則-151 の 52	墜落用
・貨物自動車の荷の積卸し作業	則-151 の 74	墜落用
・車両系木材伐出機械を用いて行う作業	則-151 の 107	
・林業架線作業	則-151 の 150 (151 の 174)	飛来落下用
・建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて行う荷のつり上げ、つり下げ等の作業	則-194 の 7	飛来落下用
・型枠支保工の組立て作業	則-247	
・腐食性液体を圧送する作業で、腐食性液体の飛散、漏洩または溢流による身体の危険があるとき	則-327	
・地山の掘削作業	則-360	
・明り掘削の作業	則-366	飛来落下用
・土止め支保工作業	則-375	
・ずい道等の掘削作業	則-383 の 3	
・ずい道等の覆工作業	則-383 の 5	
・ずい道等の建設の作業	則-388	飛来落下用
・採石作業	則-412 (404)	飛来落下用
・はいの上における作業	則-435 (429)	墜落用
・船内荷役作業	則-451	
・港湾荷役作業	則-464	飛来落下用
・造林等の作業	則-484	飛来落下用
・木馬または雪そりによる運材の作業	則-497	飛来落下用
・鉄骨の組立て等作業	則-517 の 5	
・鋼橋架設等作業	則-517 の 10	飛来落下用
・木造建築物の組立て等作業	則-517 の 13	
・コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業	則-517 の 19	飛来落下用
・コンクリート橋架設等の作業	則-517 の 24	飛来落下用
・作業のため物体が飛来して危険な場合	則-538	飛来落下用
・船台の付近、高層建築物等で、その上方から物体が飛来または落下するおそれのある場合	則-539	飛来落下用
・足場の組立て等作業	則-566	
・クレーンの組立てまたは解体の作業	クレーン則-33	
・移動式クレーンのジブの組立てまたは解体作業	クレーン則-75 の 2	
・デリックの組立てまたは解体作業	クレーン則-118	
・屋外に設置するエレベーターの昇降路塔またはガイドレール支持塔の組立てまたは解体の作業	クレーン則-153	
・建設用リフトの組立てまたは解体作業	クレーン則-191	

構造規格：昭和 50. 9. 8 労働省告示第 66 号「保護帽の規格」
JIS：T 8131「産業用ヘルメット」

(2) 帽子

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
・動力により駆動される機械に、作業中の労働者の頭髪または被服が巻き込まれるおそれのあるとき	則-110	作業帽

(3) 眼と顔面の保護具

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
・加工物等の飛来による危険防止のための覆いまたは囲いが無い場合	則-105	保護具
・切削屑の飛来等による危険の防止のための覆いまたは囲いが無い場合	則-106	保護具
・溶鉱炉、溶銑炉またはガラス溶解炉その他多量の高熱物を取り扱う作業を行う場所での作業	則-255	保護具
・アセチレン溶接装置による金属溶接等作業	則-312 (315)	保護眼鏡 (遮光用)
・ガス集合溶接装置による金属溶接作業	則-313 (316)	保護眼鏡 (遮光用)
・アーク溶接のアークその他強烈な光線を発散して危険のおそれのある場所での作業	則-325	保護具(遮光眼鏡)
・腐食性液体を圧送する作業	則-327	保護眼鏡

JIS：T 8141「遮光保護具」、T 8147「保護めがね」、T 8143「レーザー保護フィルタ及びレーザー保護めがね」、T 8142「溶接保護面」

(4) 保護手袋等

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
・アセチレン溶接装置による金属溶接等作業	則-312 (315)	溶接用保護手袋
・ガス集合溶接装置による金属溶接作業	則-313 (316)	溶接用保護手袋
・腐食性液体を圧送する作業	則-327	耐食性の保護手袋
・港湾荷役作業で有害物、危険物等による危険がある場合の作業	則-455	ゴム手袋等

JIS : T 8113 「溶接用かわ製保護手袋」

(5) 安全靴等

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
・腐食性液体を圧送する作業	則-327	長靴
・作業場所の通路等の構造や作業の状態に応じて	則-558	安全靴

JIS : T 8101 「安全靴」

(6) 保護衣等

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
・溶鋳炉、溶銑炉またはガラス溶解炉その他多量の高熱物を取り扱う作業を行う場所での作業	則-255	耐熱服
・腐食性液体を圧送する作業	則-327	耐食性前掛け
・港湾荷役作業で有害物、危険物等による危険がある場合の作業	則-455	ゴム前掛け

JIS : T 8006 「熱及び火炎に対する防護服－防護服の選択、管理及び使用上の一般的事項」

(7) 墜落制止用器具

保護具を使用すべき作業	関連規定	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品加工用粉碎器または食品加工用混合機の開口部からの転落の危険があり、蓋、囲い、柵等を設けることが困難な場合 ・ 粉碎機または混合機の開口部からの転落の危険があり、蓋、囲い、柵等を設けることが困難な場合 ・ 林業架線作業 ・ 高所作業車を用いた作業 ・ 型枠支保工の組立て等作業等 ・ 地山の掘削作業 ・ 土止め支保工作業 ・ ずい道等の掘削等作業 ・ ずい道等の覆工作業 ・ 採石のための掘削作業 ・ 鉄骨の組立て等作業 ・ 鋼橋架設等作業 ・ 木造建築物の組立て等作業 ・ コンクリート造の工作物の解体または破壊の作業 ・ コンクリート橋架設等作業 ・ 高所作業 ・ ホッパー等の内部における作業 ・ 煮沸槽等への転落防止 ・ 高さ2m以上の足場における作業 ・ 足場の組立て等作業 ・ 手すり等を設けることが困難な高さ2m以上の作業構台の端における作業 ・ ボイラー据付工事作業 ・ やむを得ない場合等に、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設け、労働者を乗せて行う作業 ・ クレーンの組立てまたは解体の作業 ・ やむを得ない場合等に、移動式クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設け、労働者を乗せて行う作業 ・ 移動式クレーンのジブの組立てまたは解体の作業 ・ デリックの組立てまたは解体の作業 ・ 屋外に設置するエレベーターの組立てまたは解体の作業 ・ 建設用リフトの組立てまたは解体の作業 ・ ゴンドラの作業床における作業 	<p>則-130の5</p> <p>則-142</p> <p>則-151の101, 151の144</p> <p>則-194の22</p> <p>則-247</p> <p>則-360</p> <p>則-375</p> <p>則-383の3</p> <p>則-383の5</p> <p>則-404</p> <p>則-517の5</p> <p>則-517の9</p> <p>則-517の13</p> <p>則-517の18</p> <p>則-517の23</p> <p>則-518, 519 (520, 521)</p> <p>則-532の2</p> <p>則-533</p> <p>則-563</p> <p>則-564 (566)</p> <p>則-575の6</p> <p>ボイラー則-16</p> <p>クレーン則-27</p> <p>クレーン則-33</p> <p>クレーン則-73</p> <p>クレーン則-75の2</p> <p>クレーン則-118</p> <p>クレーン則-153</p> <p>クレーン則-191</p> <p>ゴンドラ則-17</p>	<p>要求性能 墜落制止 用器具等</p>

構造規格：平成31.1.25厚生労働省告示第11号「墜落制止用器具の規格」
JIS T 8165：2018「墜落制止用器具」